

令和5年9月10日

各地区剣道連盟 御中

西三河剣道連盟
理事長 大田 義弘
審査講習委員会
委員長 岡田 眞直

木刀による剣道基本技稽古法の指定技決定通知書

下記のとおり通知いたします。

対象審査会：令和5年秋季級位審査会

指定技：1級2本

- ・基本7(出ばな技)) 出ばな小手
- ・基本8(返し技)) 面返し胴

2級1本

- ・基本4(引き技)) 正面鍔迫り合い引き胴

必須技：1～3級

- ・基本1(一本打ちの技) 正面・小手・胴・突き
- ・基本2(連続技)) 小手面

面を着けて、小手は着けず、木刀による従来の方法により行ってください。
木刀による剣道基本稽古法については、男女、小中学生等の区別なく実施可ですが、各地区の実施状況や使用する木刀の長さにより適宜ご対応ください。
剣道実技審査においては、男女、小中学生等の区分にて実施を原則としてますが、参加状況にて適宜ご対応ください。(審査採点表に必ず当該区分線を示してください。)

その他、審査会について

新型コロナウイルス感染防止対策には引き続き留意してください。
当日の検温や消毒は実施されることが望ましいとは思いますが、各地区の実施状況に応じてご対応ください。また、会場施設の感染防止対策に合わせてご対応ください。
愛知県剣道連盟の「今後の剣道活動に向けて(R5.7.17改訂)」に準じてください。

以上